

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和6年11月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20241112	有限会社 まるきタクシー (法人番号 5400002010308) 代表者新田 政博	岩手県遠野市新穀町4番20号	本社営業所	岩手県遠野市新穀町4番20号	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	道路運送法(以下「運送法」)第27条第3項	令和6年6月13日及び17日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、9件の違反が認められた。 (1)運行管理者の選任解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)疾病・疲労のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(4)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)乗務員等台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(6)運転者の指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)整備管理者選任(変更)の未届出違反(運輸規則第45条及び道路運送車両法第52条)	7	7
20241114	港タクシー 株式会社 (法人番号 2390001006617) 代表者暮部 光昭	山形県酒田市二番町9番2号	本社営業所	山形県酒田市二番町9番2号	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	運送法第9条の3第1項、運送法第27条第3項	令和6年6月20日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)運賃料金変更認可違反(法第9条の3第1項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者の指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)無車検運行(運輸規則第45条及び道路運送車両法第58条第1項)	8	8

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。